

一般名処方加算について

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また、令和6年10月より、後発品のある先発品を患者様のご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています。（医療上の必要性がある場合等を除く）

当院では、薬局で患者様へスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しております。

一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局にて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。なお、医薬品によっては一般名処方できない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

ご不明な点等がございましたら、医師までご相談ください。

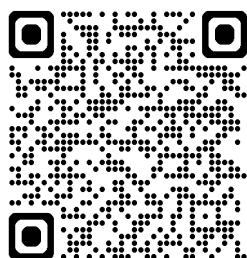
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare